

市民の
みなさんへ

税の申告その前に！

課税課 1 1 2 3

市では、2月18日から3月17日まで『平成20年度市
民税・県民税申告』と『平成19年分所得税の確定申
告（簡易な申告のみ）』の申告相談を行います。そ
の前に今月号では、市民のみなさんからお問い合わせ
せの多い内容や注意事項について、掲載します。な
お、相談日程などについては2月号でお知らせしま
す。

申告では、どのような書類
が必要ですか？

答 次の書類が必要になり
ます。

印鑑
源泉徴収票等の収入の証明
となるもの（事業所得者は
収支内訳書等、利子や配当
がある人は支払調書）
雑損、医療費、生命保険料、
地震保険料等の控除を受け
る人は領収書または証明書
国民年金保険料を社会保険
料控除にとる人は、社会保
険料から送付されている「社会
保険料（国民年金保険料）控
除証明書」の提示が必要です。
また、健康保険料については
領収書または証明書が必要と
なります。
障害者控除を受ける人は障
害者手帳など

確定申告をして、所得税が
非課税となりましたが、市
民税・県民税は課税されま
した。なぜですか？

答 所得税と市民税・県民
税では控除の金額や課
税の計算方法が異なるため同
じ所得金額でも、所得税は非
課税で、市民税・県民税は課
税になる場合があります。こ
のため、確定申告をする際に
は、社会保険料控除、生命保
険料控除、障害者控除、寡婦
（夫）控除、扶養控除などを
忘れずに申告してください。

営業収入等の収支内訳書は
市で作成してもらえるので
すか？

答 作成はしません。営業
収入、農業収入、不動
産収入等のある人は、申告の

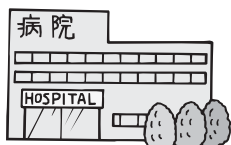
前に収支内訳書を作成してく
ださい。収支内訳書が作成さ
れていないと、申告を受け付
けることができません。



医療費控除を受けたいので
すが必要な書類は何で
すか？市で作成してもらえ
ますか？

答 支払った医療費の領収
書と医療費の明細書
が必要です。事前に診療を受
けた人ごと・医療機関ごとの
計算書を作成してください。
収支内訳書と同様に、市では
計算や明細書の作成は行いま
せん。

健康保険、生命保険の制度
等からの補てん金分は、医療
費から差し引かれます。また、
市役所で申告した場合、医療
費の領収書はお返しできま
せん。



住民税適用となる住宅借
入金等特別税額控除（住
宅ローン控除）の申告に
ついて

給与収入のみで確定申告書
を提出しない人に限り、市民
税・県民税住宅借入金等特別
税額控除の申告受付を行いま
す。忘れずに申告してくださ
い。

申告書類
市民税・県民税住宅借入金
等特別税額控除申告書
源泉徴収票
年末残高額のわかるもの
申告書は提出先にあります。
また、左記の市のホームペ
ジでもダウンロードできます
のでご利用ください。
<http://www.city.honjo.lg.jp/>
なお、制度の内容について
は同時配布されたリーフレッ
トをご参照ください。

受付日時
1月4日～3月17日
（土・日・祝日を除く）
午前9時～正午
午後1時～4時
提出先
市役所1階課税課市民税係
総合支所1階収納課税務係



事前還付説明会を開催します

2月18日からの申告時期は、申告会場が非常
に込み合うことが予想されます。そのため、本
庄税務署では確定申告期における事前還付説明
会を次のとおり行います。みなさんのご来場を
お待ちしております。

【説明会日程表】

内容	日程	場所
医療費控除説明会	2月4日	市役所6階 大会議室
住宅借入金等特別 控除（住宅ローン 控除）説明会	2月5日	
年金説明会	2月7日	

時間 午前の部：午前10時～正午
午後の部：午後2時～4時

*お問い合わせは下記へ

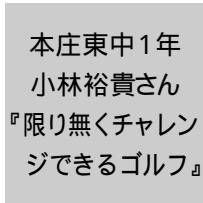
本庄税務署 2 1 1 1

～家庭や地域で青少年の健全育成を～

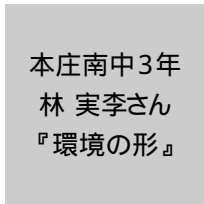
本庄市青少年健全育成のつどい



本庄南中2年
島田悠平さん
『剣道を通して
学んだこと』



本庄東中1年
小林裕貴さん
『限り無くチャレン
ジできるゴルフ』



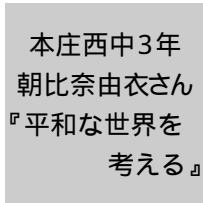
本庄南中3年
林実李さん
『環境の形』



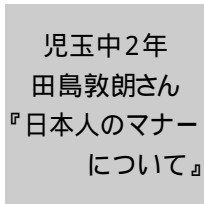
本庄東中2年
芝田恵美さん
『部活』



児玉中1年
光山紗友里さん
『「思いやりの心」
忘れずに』



本庄西中3年
朝比奈由衣さん
『平和な世界を
考える』



児玉中2年
田島敦朗さん
『日本人のマナー
について』



本庄西中3年
柴沼貴司さん
『地球規模で環境
問題を考える』

表彰式では、4、817点の応募の中から選ばれた青少年健全育成標語入賞者（最優秀作品1点、優秀作品14点）および青少年育成功労者（6人）のみなさんが表彰されました。続いて行われた青少年の主張発表会では、市立4中学の代表8人がそれぞれの意見や夢

を發表し、会場に集まった人たちは真剣に耳を傾けていました。青少年健全育成標語最優秀作品『町ぐるみ みんなでつみ取る 非行の芽』 児玉白楊高3年 伊藤健一さん

本庄市青少年育成市民会議が主催する「本庄市青少年健全育成のつどい」が12月15日にセルディで行われ、青少年健全育成標語入賞者や青少年育成功労者の表彰式、青少年の主張発表会などに多くの人が会場を訪れました。

後期高齢者医療の対象となるみなさんへ

保険課 1116

4月から75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人を対象にした後期高齢者医療制度が始まります。制度の開始を前に、対象となるみなさんにQ&Aの形式で新制度移行への手続きについてご説明します。



Q 現在、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度に加入するためにはどのような手続きが必要ですか？

A 県内に住んでいる75歳以上の人は、4月1日に自動的に加入することになりますので手続きは必要ありません。

Q 私は4月20日に75歳になります。後期高齢者医療制度に加入するにはどうしたらよいですか？

A 4月以降に75歳になる県内在住者は、75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の加入者となります。なお、保険証については市から誕生日前にお届けします。

Q 現在70歳で、障害認定を受けて老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度に加入するにはどのような手続きが必要ですか？

A 県内に住んでいる65歳以上75歳未満の障害認定を受けて老人保健の対象になっている人には、後期高齢者医療制度への加入の意思確認のために申出書を送付します。必要事項を記入のうえ、申出書を保険課まで提出してください。

Q 今まで使っていた保険証がや老人保健の受給者証はどうなりますか？

A 4月1日以降は使用できなくなります。老人保健の受給者証と保険証（市で発行したもの）は、はさみで切るなどして処分してください。ただし、市で発行した保険証以外のものは、発行元の保険者（健康保険組合等）へご確認ください。